

## 公益社団法人徳島県建築士会 常任理事会規程

### (目的)

第1条 本会の常任理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (構成)

第2条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事及び事務局長をもって構成する。

### (役員以外の出席)

第3条 常任理事会は、必要に応じ、その構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (開催)

第4条 原則として毎月1回、会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付託する会務の執行に関する事項
- (2) 理事会より付議された会務の執行に関する事項
- (3) その他、構成員が必要と認めた事項
- (4) 前各号の事項は、総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項に限る。

### (決議の方法)

第5条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 常任理事会の決議は、その構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

4 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

### (議事録)

第6条 常任理事会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。